平成２４年（フ）第２９６号
長崎県長崎市麹屋町６番16号　コーポ寺町202号
債務者　中島　健治
1　決定年月日時　平成24年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２９９号
長崎県長崎市多以良町2110番地89、旧住所長崎市さくらの里１丁目16番15号
債務者　佐々木　圭
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２２号
岩手県釜石市大字平田２―25―346県営上平田アパート02号棟024号室、住民票上の住所岩手県釜石市橋野町第38地割６番地
債務者　伊藤奈津美
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで　盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２４年（フ）第５５２号
仙台市青葉区中江２丁目22番20―1504号
債務者　佐藤ヨシ子
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４４号
宮城県本吉郡南三陸町入谷字中の町189番地６
債務者　阿部　新悦
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで　仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２４年（フ）第９９号
福島市岡部字姥畑24番地の５　パレス福島東103
債務者　鈴木　琢也
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで　福島地方裁判所

平成２４年（フ）第１０７号
福島市小倉寺字中大巻13番地の３
債務者　寺嶋　敏和
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで　福島地方裁判所

平成２４年（フ）第１０８号
福島市丸子字東前７番地の３、従前の住所福島市上野寺字東32番地の３
債務者　二階堂茂彰
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで　福島地方裁判所

平成２４年（フ）第１２０号
茨城県日立市本宮町３丁目19番３―201号
債務者　日比野里美（旧姓紺野）
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第１２１号
茨城県日立市東町１丁目３番22号
債務者　猪狩さち子
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第１２２号
茨城県日立市金沢町２丁目25番25―304号
債務者　村山　京子
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第６０号
茨城県鹿嶋市大字宮中2040番地１飯塚住宅７、住民票上の住所福島県いわき市小名浜金成字町田49番地の４
債務者　染谷　富雄
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第６１号
茨城県鹿嶋市大字宮中2040番地１飯塚住宅７、住民票上の住所福島県いわき市小名浜金成字町田49番地の４
債務者　染谷　　晃
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第９５９号
千葉県市川市東菅野３丁目１番７―301号　ヴェルジュ市川
債務者　加藤　久男
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９６４号
千葉市花見川区朝日ケ丘５丁目１番４号、住民票上の住所千葉県市川市本北方１丁目７番21号
債務者　上野　麻美
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９７０号
千葉県市原市白金町２丁目35番地38
債務者　渡邉　敏昭
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９７８号
千葉県船橋市藤原１丁目24番33号ボナールⅢ―202号
債務者　吉町　敏郎
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係